

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年11月11日

京都市長 門川大作

京都市規則第42号

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を削る。

第2条の見出し中「第4条第4項」を「第4条第5項」に改め、同条第1項中「条例第4条第4項」を「京都市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第5項」に改め、同条を第1条とする。

第3条を第2条とし、第4条を第3条とし、第4条の2を第4条とする。

第4条の3前段中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第4条の2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金について適用する。

(保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課)